

令和 7 年度広島市火葬場残骨灰処理業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

広島市火葬場残骨灰処理業務に当たっては、より優れた事業者を選定するとともに選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この業務に最も適した事業者を特定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度広島市火葬場残骨灰処理業務

(2) 業務内容

令和 7 年度広島市火葬場残骨灰処理業務基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る委託料（有価物の精錬費用を含む。）の上限額は、次のとおりとする。
5, 100, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 事業担当課

〒730-0043

広島市中区富士見町 11 番 27 号

広島市健康福祉局保健部環境衛生課

TEL 082-241-7451 FAX 082-241-2567

E-mail kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp

3 応募参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件のすべてを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 2 条の規定に該当していない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市が発注する残骨灰処理業務を元請で契約し、業務を完了した実績（残骨灰売払契約の実績は含まない。）を有すること。

4 応募参加資格確認申請書の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザル応募参加資格確認申請書（様式 1）を作成し、添付書類とともに持参（閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等は返却しない。

(2) 提出期限

公示日から令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時 15 分まで

(3) 提出場所

前記 2(5)の事業担当課

(4) 応募参加資格確認結果の通知

公募型プロポーザル応募参加資格確認申請書等により確認し、確認結果を速やかに書面にて通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時 15 分まで

(2) 受付場所

前記 2(5)の事業担当課

(3) 受付方法

質問書（様式 2）を作成し、電子メール又は F A X により提出すること。

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 2 月 21 日（金）までに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の記載項目

様式 3 のとおり

(2) 提出部数

企画提案書は、正本 1 部、副本 8 部、電子データ（C D - R 等の記録媒体に保存したもの）1 部を提出するものとし、その作成に当たっては、以下の条件を遵守すること。

ア 副本には、提案者を特定可能な情報を記載しないこと。（やむを得ず提案者を特定可能な情報を記載する場合、該当箇所を黒塗りし、提案者が分からないようにすること。）

イ 企画提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

ウ 企画提案書の枚数は制限しないが、最小限にとどめること。

なお、様式 3 への記載に支障がある場合、「別紙のとおり。」等を記載して別紙を添付とすることも可能とする。この場合において、印刷の向き及び枚数は制限しないが、枚数は最小限とし、A 4 又は A 3 で作成すること。

(3) 提出期限

公示日から令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時 15 分まで（応募参加資格を有すると確認された者から提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。）

(4) 提出場所

前記 2 (5) の事業担当課

(5) 提出方法

持参（閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(6) その他

応募参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができるものとし、受領した書類等は返却しない。また、原則として受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

ア 令和 7 年度広島市火葬場残骨灰処理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて企画提案書を書面審査し、各委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が最も高い者を受託候補者として特定する。ただし、最も高い得点が、発注者の求める最低基準（得点総計の 6 割）に達していないと判断された場合は、この限りでない。

イ 得点が同点であった場合は、評価項目のうち、配点が最も高い評価項目（実施方針等）の得点が高い提案者を上位とする。なお、配点が最も高い評価項目の得点も同点の場合は、当該評価項目のうち、「精錬した有価物の返還実績及び業務の完了実績」の得点が高い提案者を上位とする。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり

8 審査結果

(1) 審査結果は、全ての提案者に書面により通知する。

(2) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契約により契約を締結する。

(3) 契約の締結に当たっては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結するか、過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していることが認められる者については、契約保証金の納付を免除する。

(4) 基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の提案内容は、契約書に企画提案書を添付し、その履行を確保するものとする。

(5) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契約をする。

(6) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときには、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契

約をする予定である。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

- (7) 手続きの透明性、公平性を確保するため、見積合わせによる決定後、速やかに広島市ホームページにおいて審査結果を公表する。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、受託候補者を特定する目的以外には使用しない。ただし、広島市情報公開条例に基づき開示請求があつたときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、請求者に開示する。
- (3) 提案者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利になるように委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うことがある。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格を失うことがある。

10 契約書及び約款（案）

別添のとおり